

広報 い た ば し

区民生活
応援事業

特集号



発行/板橋区 編集/地域振興課 〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 FAX 3579-2046(地域振興課) <https://www.city.itabashi.tokyo.jp/>

区役所代表 ☎ 3964-1111

プリペイド型ギフトカード※ をお届けします



▲詳しくはこちらから

国の物価高対策の方針を踏まえ、区民のみなさんの生活を支えるため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の活用及び区独自の上乘せ支援を行い、区民のみなさんへ「バニラVisaギフトカード」をお届けします。

※プリペイド型ギフトカードとは…あらかじめ現金が入金されたギフトカードで、クレジットカードと同じように残高の範囲内で繰り返し利用できます。

対象者

令和8年1月1日現在で
板橋区住民基本台帳に記録されている方。

※年齢・所得制限はありません。

申請不要



支給金額

1万円×世帯人数分

チャージしたギフトカードを配付

令和8年1月1日現在の世帯主あてに、

ゆうパック(対面受取)で配付

※4月下旬から7月末にかけて順次配付しますので、到着までお待ちください。
※到着予定日はお伝えできません。8月までお待ちいただいても届かない場合は、いたばし区民生活応援事業コールセンター(2面参照)へお問い合わせください。

例

4人世帯の場合、
4万円(1万円×4人)分
チャージしたカードを1枚配付



カードが使える店舗

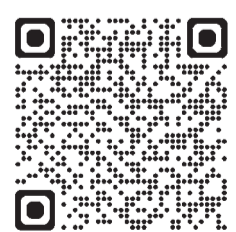
全国のVisaマークのある
店舗やオンラインの
Visa加盟店でご利用できます。



※バニラVisaカードを利用できる店舗かは、各店舗にご確認ください。
区のコールセンターでは、使用できる店舗を確認することはできません。
※一部利用できない店舗あり。詳しくは、Visaホームページでご確認ください。



▲利用できる店舗の一例



▲利用できない加盟店

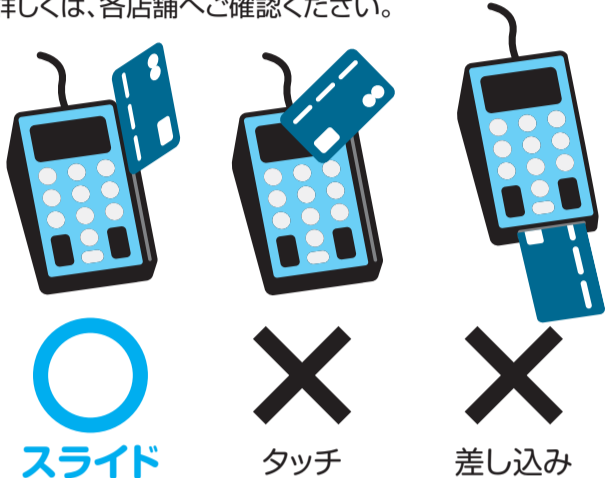
問合せ先などは2面をご覧ください

カードの使い方

お店で支払う場合

- お店のレジで「Visaのカードで払います。ICチップがついていないカードです。」とお伝えください。
- 決済端末では差し込まず、スライドさせて磁気テープを読み取らせてください。

※使用する店舗によって、使用方法が異なります。詳しくは、各店舗へご確認ください。



インターネットで支払う場合

お支払い方法「クレジットカード・1回払い」を選択し、今回配付したギフトカードのカード番号・有効期限・セキュリティコード・カード名義人などをご入力ください。カード名義人は利用する方のご氏名ではなく「GIFTCARD HOLDER」とご入力ください。姓と名を区切る場合は、姓「GIFTCARD」、名「HOLDER」とご入力ください。

クレジットカード・1回払いを選択



カード番号・有効期限
・セキュリティコードを入力



カード名義人を入力(すべて半角英字)

姓

名

GIFTCARD

HOLDER

Q&A

Q 区内から区外へ引っ越しをしますが、対象になりますか？

A 令和8年1月1日現在で板橋区住民基本台帳に記録されている方は、対象となります。引っ越しの時期によっては前の住所に送付される可能性がありますので、郵便局へ転居届のご提出をお願いします。お手続き方法は、郵便局の窓口または郵便局のホームページなどでご確認ください。

Q カードの有効期限はいつですか？

A 令和8年12月31日です。有効期限を過ぎると、残高は失効します。

Q カードの残高を確認する方法は？

A 残高確認専用サイト(カード裏面の二次元コードをスマートフォンで読み取る)、または、バニラVisa専用ダイヤル(☎0570-077-096)でご確認ください。

Q 配偶者からの暴力(DV)などを理由に避難している場合も対象になりますか？

A 配偶者からの暴力(DV)などを理由に住民票を移さずに板橋区へ避難している方も対象となる場合があります(要申請)。詳しくは、区のホームページをご覧ください。

Q 現金や他の決済手段と併用できますか？

A 原則、併用できません。ただし、店舗によっては対応可能な場合もあるため、利用する店舗にご確認ください。

Q ギフトカードを区役所で直接受け取れますか？

A 区役所では直接お渡しできません。到着までお待ちください。

問合せ

本事業に関すること

いたばし区民生活応援事業コールセンター

☎ **6632-1179**

聴覚に障がいがある方 **FAX 3356-1562**

受付時間／平日 9時～17時

カードの残高確認・利用方法に関すること

バニラVisa専用ダイヤル

☎ **0570-077-096**

受付時間／平日 9時～18時



本事業などを装った「特殊詐欺」にご注意ください!

区や総務省などが、家族構成や銀行口座の番号・キャッシュカードの暗証番号などの個人情報を確認すること、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること、コンビニエンスストアでギフトカードの購入を求め、支給のために手数料の振込みを求めるとは、絶対にありません。少しでも不振な電話がかかってきたり、郵便物・メールが届いたら、最寄りの警察署や警察相談専用電話(☎#9110)にご連絡ください。